

筑前町告示第100号

筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月1日

筑前町長 田頭喜久己

筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、筑前町が合併20周年を迎えるにあたり、団体が実施する合併20周年に関連した事業に要する経費に対し、予算の範囲において補助金を交付することについて、筑前町補助金等交付条例（平成17年筑前町条例第47号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 筑前町内に住所若しくは所在地又は主たる活動場所を有すること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としていないこと。

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 合併20周年を記念する目的で自主的に企画し、実施するもの。ただし、従前から実施しているものについては、合併20周年を記念するために拡充した場合に限る。
- (2) 筑前町合併20周年記念行事である旨の表示を行うもの
- (3) 実施団体の構成員以外の町民が広く参加できるもの
- (4) 原則として、筑前町内で行われるもの
- (5) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施し、完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する、又は反するおそれがあるもの
- (4) 筑前町のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象の事業として適当でないと認められるもの

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、前条に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、別表に定めのない経費で、町長が特に必要

と認める場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助事業にかかる支出総額から入場料、参加料、売上金又は協賛金等の収入総額を差し引いた額を比較し、いずれか低い額とする。

2 前項の規定による補助金の額が30万円を越えるときは、30万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認める場合は、補助金の上限額を変更することができるものとする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第4条の規定に基づき、筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金申請書（様式第1号）により補助金の交付申請を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する交付申請があったときは、条例第5条の規定に基づき、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、条例第7条の規定に基づき、筑前町合併20周年記念町民提案事業交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前条第2項による交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に、補助事業の内容を変更（中止及び廃止を含む。）をする場合は、直ちに筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金変更承認申請書（様式第3号）により、町長の承認を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、当該変更について承認するときは、筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を完了又は中止したときは、条例第13条の規定に基づき、その日から起算して60日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い期日までに、筑前町合併20周年記念町民提案事業実績報告書（様式第5号）により町長に実績を報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、条例第14条の規定に基づき、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により確定した額の補助金の交付を受けようとする

るときは、筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金請求書（様式第7号）により町長に補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付の特例）

第11条 町長は、特に必要と認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合において、補助事業者は、筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金概算払請求書（様式第8号）により町長に補助金の請求を行うものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払をした場合において、第9条の規定により確定した補助金の額が概算払の額に満たないときは、町長は、期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第12条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、当該取消しにかかる額を返還させなければならない。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 別表（第4条関係）

費目	主なもの
報償費	講師・専門家等への謝礼等
旅費	講師・専門家等への交通費
需用費	消耗品費、資材・書籍等の購入費
役務費	翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等、手数料
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等
備品購入費	一万円以上で、事業の実施に必要不可欠なもの
燃料費	車両、機械等の燃料費
その他の経費	その他町長が必要と認める経費

年 月 日

筑前町長 宛

申請者

団体名称

筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金交付申請書

筑前町合併20周年記念町民提案事業の実施において補助金の交付を受けたいので、筑前町補助金等交付条例（平成17年筑前町条例第47号）第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 事業に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

事業計画書及び収支予算書（別添1）

団体の役員名簿及び組織図

その他町長が必要と認める書類

様式第1号別添（第6条関係）

1. 事業計画

事業の名称			
団体の名称			
代表者氏名			
所在地	団体の主たる事務所 又は代表者の住所		
担当者氏名		担当者連絡先	
事業の概要			
	-----		

2. 収支予算

【収入】

項目	金額	摘要

【支出】

項目	金額	摘要

第 号  
年 月 日

様

筑前町長



筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金交付決定通知書

月 日付で申請のあった筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金について、筑前町補助金等交付条例（平成17年筑前町条例第47号）第5条の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので、同条例第7条の規定により通知します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 事業に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助の条件

- (1) 補助事業の事業計画又は経費配分の変更（町長が認める軽微な変更を除く。をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この通知書の受領の日から60日以内とする。
- (5) 条例及び筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金交付要綱の規定を順守すること。

年 月 日

筑前町長 宛

申請者

団体名称

筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり事業の内容を変更したいので、筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金交付要綱（令和5年筑前町告示第 号）第7条第1項の規定により申請します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 変更の内容

変更する内容	変更前	変更後

4 変更する理由

5 添付書類

変更の内容が確認できる書類等

第 号  
年 月 日

様

筑前町長



筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金変更承認通知書

月 日付で申請のあった筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金に係る変更承認申請について、次のとおり、事業内容の変更を承認したので、筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金交付要綱（令和5年筑前町告示第 号）第7条第2項の規定により通知します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 事業に要する経費

変更前	
変更後	

3 補助金の額

変更前	
変更後	

4 変更の内容

年 月 日

筑前町長 宛

申請者

団体名称

筑前町合併20周年記念町民提案事業実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた事業を完了（廃止）したので、筑前町補助金等交付条例（平成17年筑前町条例第47号）第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 事業に要した経費 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- (1) 事業の実績概要書
- (2) 事業に係る収支決算書
- (3) 事業に係る支出が確認できる書類（領収書等）の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第5号別添（第8条関係）

1. 事業の実績

事業の名称	
団体の名称	
代表者氏名	
事業の概要	

2. 収支決算

【収入】

項目	金額	摘要
合計		

【支出】

項目	金額	摘要
合計		

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑前町長



筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった筑前町合併20周年記念町民提案事業について、筑前町補助金等交付条例（平成17年筑前町条例第47号）第14条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- 1 事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

筑前町長 宛

申請者

団体名称

代表者氏名

印

筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で額の確定通知を受けた補助金について、  
次のとおり請求します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

3 概算払受領額 \_\_\_\_\_ 円

4 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

5 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合								本店 支店
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

年 月 日

筑前町長 宛

申請者

団体名称

代表者氏名

印

筑前町合併20周年記念町民提案事業補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助金について、概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 概算払請求額 \_\_\_\_\_ 円

4 概算払を受けたい理由

5 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合								本店 支店
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									